

生駒市規則第 16 号

生駒市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

生駒市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年 3 月生駒市規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項第 1 号中「を超える任期」を「以上の任期」に、「を超える継続勤務している」を「以上継続勤務している」に改める。

第 13 条第 5 項中「及び 17 の項」を「、17 の項及び 19 の項から 21 の項まで」に、「1 の項、2 の項及び 4 の項から 7 の項まで」を「各項」に改め、同条第 6 項中「及び 15 の項並びに別表第 2 の 3 の項」を「、15 の項及び 18 の項」に、「（別表第 1 の 14 の項」を「（14 の項」に改める。

別表第 1 に次のように加える。

18 生後 1 年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1 日 2 回それぞれ 30 分以内の期間（男性の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法第 817 条の 2 第 1 項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により当該子を
---	--

	委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
19 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。）が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話を行	1の年度において5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合には、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でないパートタイム会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間）の範囲内の期間

うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をすることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	
20 要介護者の介護その他の市長が定める世話を行う会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。）が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度において5日（要介護者が2人以上の場合には、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でないパートタイム会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間）の範囲内の期間
21 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢^{しょう}血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められると	必要と認められる期間

き。	
----	--

別表第 2 中 1 の項を削り、 2 の項を 1 の項とし、 3 の項から 5 の項までを削り、
6 の項を 2 の項とし、 7 の項を 3 の項とする。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。